

平成24年度

名古屋市各会計予算

目 次

(一般会計)

平成24年第 1 号議案	平成24年度名古屋市一般会計予算	1頁
--------------	------------------	----

(特別会計)

平成24年第 2 号議案	平成24年度名古屋市国民健康保険特別会計予算	15頁
平成24年第 3 号議案	平成24年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算	17頁
平成24年第 4 号議案	平成24年度名古屋市介護保険特別会計予算	19頁
平成24年第 5 号議案	平成24年度名古屋市母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	21頁
平成24年第 6 号議案	平成24年度名古屋市農業共済事業特別会計予算	23頁
平成24年第 7 号議案	平成24年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算	25頁
平成24年第 8 号議案	平成24年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計予算	31頁
平成24年第 9 号議案	平成24年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算	33頁
平成24年第10号議案	平成24年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算	37頁
平成24年第11号議案	平成24年度名古屋市基金特別会計予算	41頁
平成24年第12号議案	平成24年度名古屋市用地先行取得特別会計予算	47頁
平成24年第13号議案	平成24年度名古屋市公債特別会計予算	51頁

(公営企業会計)

平成24年第14号議案	平成24年度名古屋市病院事業会計予算	55頁
平成24年第15号議案	平成24年度名古屋市守山市民病院会計予算	61頁
平成24年第16号議案	平成24年度名古屋市水道事業会計予算	65頁
平成24年第17号議案	平成24年度名古屋市工業用水道事業会計予算	69頁
平成24年第18号議案	平成24年度名古屋市下水道事業会計予算	73頁
平成24年第19号議案	平成24年度名古屋市自動車運送事業会計予算	77頁
平成24年第20号議案	平成24年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算	81頁

一 般 会 計

平成 24 年度名古屋市一般会計予算

平成 24 年度名古屋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,028,777,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、160,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

平成24年2月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市 税		471,800,000
	1 市 民 税	205,920,000
	2 固 定 資 産 税	191,706,000
	3 軽 自 動 車 税	1,667,000
	4 市 た ば こ 税	16,298,000
	5 特 別 土 地 保 有 税	1,000
	6 事 業 所 税	15,160,000
	7 都 市 計 画 税	41,048,000
2 地 方 譲 与 税		6,875,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,646,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,566,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	576,000
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000
	6 石 油 ガ ス 譲 与 税	85,000
3 県 税 交 付 金		46,045,000
	1 利 子 割 交 付 金	1,477,000
	2 配 当 割 交 付 金	956,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	303,000
	4 地 方 消 費 税 交 付 金	27,490,000
	5 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	88,000
	6 自 動 車 取 得 税 交 付 金	3,622,000
	7 軽 油 引 取 税 交 付 金	12,109,000
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		7,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	7,000

款	項	金額 千円
5 地方特例交付金		1,280,000
	1 地方特例交付金	1,280,000
6 地方交付税		7,500,000
	1 地方交付税	7,500,000
7 交通安全対策特別交付金		1,000,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,000,000
8 使用料及び手数料		43,698,792
	1 使用料	32,328,764
	2 手数料	7,069,683
	3 診療収入	2,032,448
	4 介護収入	1,540,482
	5 支援収入	727,415
9 国庫支出金		150,859,069
	1 負担金	127,079,311
	2 補助金	23,206,374
	3 委託金	573,384
10 県支出金		41,690,473
	1 負担金	22,516,821
	2 補助金	15,696,341
	3 委託金	3,477,311
11 財産収入		8,494,366
	1 財産運用収入	1,649,674
	2 財産売却収入	6,844,692
12 寄附金		224,301
	1 寄附金	224,301
13 繰入金		14,873,425
	1 他会計繰入金	13,873,425

款	項	金額 千円
	2 基金繰入金	1,000,000
14 繰越金		1
	1 繰越金	1
15 諸収入		142,475,573
	1 延滞金、加算金及び過料	505,502
	2 預金利子	21,900
	3 他会計貸付金元利収入	467,075
	4 貸付金元利収入	100,939,180
	5 受託事業収入	740,601
	6 収益事業収入	12,119,625
	7 雑収入	27,681,690
16 市債		91,954,000
	1 市債	91,954,000
歳入合計		1,028,777,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 議 会 費		2,582,968
	1 議 会 費	2,582,968
2 総 務 費		45,913,282
	1 総 務 管 理 費	24,472,875
	2 財 務 管 理 費	6,653,611
	3 選 挙 費	415,666
	4 統 計 調 査 費	240,439
	5 徴 税 費	14,130,691
3 健 康 福 祉 費		281,804,332
	1 社 会 福 祉 費	67,773,994
	2 老 人 福 祉 費	51,539,032
	3 生 活 保 護 費	92,030,039
	4 災 害 救 助 費	70,396
	5 国 民 年 金 費	874,619
	6 国 民 健 康 保 険 費	23,662,201
	7 介 護 保 険 費	21,716,572
	8 公 衆 衛 生 費	10,563,229
	9 環 境 衛 生 費	4,564,448
	10 保 健 所 費	8,529,826
	11 衛 生 研 究 所 費	479,976
4 子 ども 青 少 年 費		128,098,801
	1 子 ども 青 少 年 費	128,098,801
5 環 境 費		36,740,215
	1 環 境 保 全 費	5,696,162
	2 環 境 事 業 費	31,044,053
6 市 民 経 済 費		115,645,704

款	項	金額 千円
	1 市民生活費	3,531,809
	2 文化振興費	2,958,426
	3 区役所費	14,217,556
	4 産業費	90,171,316
	5 観光費	3,543,668
	6 工業研究所費	1,222,929
7 緑政土木費		62,230,650
	1 土木管理費	8,095,207
	2 道路橋りょう費	18,911,409
	3 街路費	8,435,904
	4 治水費	7,169,754
	5 緑政費	18,265,548
	6 農政費	1,352,828
8 住宅都市費		52,114,804
	1 都市計画費	28,990,286
	2 住宅費	23,124,518
9 消防費		28,307,782
	1 消防費	28,307,782
10 教育費		69,516,104
	1 教育総務費	8,451,650
	2 小学校費	17,616,550
	3 中学校費	7,164,142
	4 高等学校費	11,028,139
	5 幼稚園費	1,687,225
	6 特別支援学校費	625,379
	7 大学費	7,801,615
	8 私学振興費	3,083,904

款	項	金額 千円
	9 生涯学習費	7,716,397
	10 体育費	4,341,103
11 公債費		139,910,450
	1 公債費	139,910,450
12 諸支出金		65,811,908
	1 公営企業会計支出金	65,811,908
13 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出合計		1,028,777,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
7 緑政土木費	2 道路橋りょう費	道路・橋りょうの整備	700,000
	3 街路費	街路の整備	1,200,000
	4 治水費	河川・排水路の整備	800,000
	5 緑政費	公園の整備	200,000
8 住宅都市費	1 都市計画費	地区整備	1,100,000
		土地区画整理事業	500,000
	2 住宅費	住宅の建設	500,000

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
市役所本庁舎の外壁改修工事	平成25年度	224,000
養護老人ホーム寿荘の大規模修繕	平成25年度	112,000
熱田福社会館の移転改築	平成25年度	174,000
厚生院の空調設備改修工事	平成25年度 から 平成27年度 まで	288,000
動物愛護センターの改修工事	平成25年度	74,000
新斎場の建設	平成25年度 から 平成26年度 まで	8,910,000
地域交流センターの建設	平成25年度	864,000
中保健所備品の整備	平成25年度	8,000
南保健所の空調設備改修工事	平成25年度	53,000
児童福祉施設若葉寮・ひばり荘統合施設の設計	平成25年度	32,000
熱田児童館の移転改築	平成25年度	141,000
昭和 cultura 小劇場の設計	平成25年度	22,000
松栄コミュニティセンターの建設	平成25年度	58,000
舗装道の補修	平成25年度	600,000
側溝改良	平成25年度	40,000
三階橋改築関連橋りよりの改築	平成25年度	35,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
中川橋の改築	平成25年度	150,000
御田人道橋の建設	平成25年度 から 平成28年度 まで	1,386,000
排水施設整備	平成25年度	100,000
東山動植物園保管温室の整備	平成25年度	50,000
下之一色地区の整備	平成25年度	90,000
住宅の建設	平成25年度 から 平成26年度 まで	3,200,000
市営住宅の耐震改修工事	平成25年度 から 平成26年度 まで	673,000
中学校新設の設計	平成25年度	35,000
東生涯学習センターの空調設備改修工事	平成25年度	61,000
守山生涯学習センターの空調設備改修工事	平成25年度	53,000
公共用地先行取得(財政局所管分)	平成25年度 から 平成34年度 まで	50,000 外に利息等相当額
公共用地先行取得(緑政土木局所管分)	平成25年度 から 平成34年度 まで	357,000 外に利息等相当額

(変更分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
名古屋市土地開発公社の事業資金借入金に対する債務保証 (平成23年第1号議決)	平成23年度 から 平成30年度 まで	60,000,000 外に利息相当額	平成24年度 から 平成31年度 まで	58,000,000 外に利息相当額
民間社会福祉施設整備資金融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (平成23年第1号議決)	平成23年度 から 平成30年度 まで	金融機関が資金の貸付を行うにあたり当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 601,000千円を限度として補償する。	平成24年度 から 平成30年度 まで	金融機関が資金の貸付を行うにあたり当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 439,000千円を限度として補償する。
新斎場火葬炉設備の整備 (平成22年第1号議決)	平成23年度 から 平成25年度 まで	3,000,000	平成23年度 から 平成26年度 まで	変更前に同じ
都市型工業団地3号団地建設に係る名古屋産業振興公社の愛知県からの中小企業高度化資金借入に対する損失補償 (平成23年第1号議決)	平成23年度 から 平成31年度 まで	愛知県が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 627,000千円を限度として補償する。	平成24年度 から 平成31年度 まで	愛知県が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 556,000千円を限度として補償する。
都市計画道路守山本通線及び一般国道302号・名古屋鉄道瀬戸線立体交差化工事 (平成17年第196号議決)	平成18年度 から 平成25年度 まで	10,254,000	平成18年度 から 平成31年度 まで	変更前に同じ
都市計画道路万場藤前線・近畿日本鉄道名古屋線立体交差化工事 (平成19年第1号議決)	平成20年度 から 平成25年度 まで	8,430,000	平成20年度 から 平成29年度 まで	変更前に同じ
名古屋都市整備公社の事業資金借入金に対する損失補償 (平成23年第1号議決)	平成23年度 から 平成30年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 1,556,260千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成24年度 から 平成30年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 1,137,060千円及び利息相当額を限度として補償する。

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
大曾根土地区画整理事業に伴う移転資金特別融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (平成23年第1号議決)	平成23年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 963千円を限度として補償する。	平成24年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 912千円を限度として補償する。
金山北地区施設整備に係る名古屋都市整備公社の株式会社日本政策投資銀行等からの借入金に対する損失補償 (平成23年第1号議決)	平成23年度 から 平成31年度 まで	株式会社日本政策投資銀行等が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 1,055,556千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成24年度 から 平成31年度 まで	株式会社日本政策投資銀行等が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 528,078千円及び利息相当額を限度として補償する。
金山南ビル建設に係る名古屋都市整備公社の民間借入金に対する損失補償 (平成23年第1号議決)	平成23年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 4,216,348千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成24年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 3,507,502千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋高速道路公社の民間借入金に対する債務保証 (平成23年第1号議決)	平成23年度 から 平成44年度 まで	261,812,000 外に利息相当額	平成24年度 から 平成45年度 まで	260,179,000 外に利息相当額
名古屋高速道路公社の国からの借入金に対する債務保証 (平成23年第1号議決)	平成23年度 から 平成43年度 まで	129,042,000	平成24年度 から 平成44年度 まで	120,561,000
名古屋市住宅供給公社の事業資金借入金に対する損失補償 (平成23年第1号議決)	平成23年度 から 平成30年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 6,420,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成24年度 から 平成31年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 5,740,000千円及び利息相当額を限度として補償する。

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
公共用地先行取得(財政局 所管分) (平成14年第33号議決)	平成15年度 から 平成24年度 まで	1,900,000 外に利息等相当額	平成25年度 から 平成34年度 まで	754,854 外に利息等相当額

第 4 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設整備費	352,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。
老人福祉施設整備費	1,017,000			
生活保護施設整備費	165,000			
公衆衛生施設整備費	40,000			
霊園斎場整備費	824,000			
保健所整備費	235,000			
子ども青少年施設整備費	149,000			
廃棄物処理施設整備費	96,000			
区役所整備費	273,000			
地域振興施設整備費	332,000			
公共土木事業費	19,688,000			
公園緑地整備費	5,155,000			
住宅建設費	2,777,000			
消防施設整備費	527,000			
教育センター整備費	31,000			
義務教育施設整備費	765,000			
特別支援学校整備費	5,000			
生涯学習施設整備費	366,000			
体育施設整備費	358,000			
市政資料館整備費	15,000			
高速道路建設資金貸付金	1,275,000			
高速道路事業出資金	967,000			
市立大学施設整備補助金	1,132,000			
病院事業出資金	42,000			
高速度鉄道事業補助金	108,000			
高速度鉄道事業出資金	6,331,000			
臨時財政対策債	45,000,000			
守山市民病院不良債務解消補 助金	3,929,000			
計	91,954,000			

特 別 会 計

平成 24 年度名古屋市国民健康保険特別会計予算

平成 24 年度名古屋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 216,692,859 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 24 年 2 月 20 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険収入		193,030,657
	1 保 険 料	57,267,556
	2 手 数 料	1
	3 国 庫 支 出 金	44,913,493
	4 療 養 給 付 費 交 付 金	8,294,344
	5 前 期 高 齢 者 交 付 金	47,087,302
	6 県 支 出 金	12,098,578
	7 共 同 事 業 交 付 金	23,043,482
	8 諸 収 入	325,901
2 繰 入 金		23,662,201
	1 他 会 計 繰 入 金	23,662,201
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		216,692,859

歳 出

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険費		216,672,859
	1 事 業 費	216,244,712
	2 他 会 計 繰 出 金	428,147
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		216,692,859

平成 24 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算

平成 24 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 43,338,964 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 24 年 2 月 20 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療収入		21,645,743
	1 保 険 料	21,076,111
	2 手 数 料	1
	3 諸 収 入	569,631
2 繰 入 金		21,693,220
	1 他 会 計 繰 入 金	21,693,220
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		43,338,964

歳 出

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療費		43,318,964
	1 事 業 費	43,318,964
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		43,338,964

平成 24 年度名古屋市介護保険特別会計予算

平成 24 年度名古屋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 145,818,146 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 24 年 2 月 20 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 險 収 入		124, 101, 573
	1 保 險 料	31, 752, 544
	2 手 数 料	1
	3 国 庫 支 出 金	30, 840, 141
	4 支 払 基 金 交 付 金	40, 102, 586
	5 県 支 出 金	21, 397, 222
	6 諸 収 入	9, 079
2 繰 入 金		21, 716, 572
	1 他 会 計 繰 入 金	21, 716, 572
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		145, 818, 146

歳 出

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 險 費		145, 798, 146
	1 事 業 費	144, 780, 905
	2 他 会 計 繰 出 金	1, 017, 241
2 予 備 費		20, 000
	1 予 備 費	20, 000
歳 出 合 計		145, 818, 146

平成 24 年度名古屋市母子寡婦福祉資金
貸付金特別会計予算

平成 24 年度名古屋市母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,279,864 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 24 年 2 月 20 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 母子寡婦福祉資金収入		579,864
	1 事業収入	579,864
2 繰入金		189,000
	1 他会計繰入金	189,000
3 繰越金		133,000
	1 繰越金	133,000
4 市債		378,000
	1 市債	378,000
歳入合計		1,279,864

歳 出

款	項	金 額 千円
1 母子寡婦福祉資金貸付金		1,279,864
	1 事業費	1,279,864
歳出合計		1,279,864

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	378,000	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法に定めるところにより償還する。

平成 24 年度名古屋市農業共済事業特別会計予算

平成 24 年度名古屋市農業共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 91,925 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 24 年 2 月 20 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 農 業 共 済 収 入		50,574
	1 掛 金	7,020
	2 保 険 金	10,965
	3 繰 越 金	31,138
	4 諸 収 入	1,451
2 繰 入 金		41,351
	1 他 会 計 繰 入 金	41,351
歳 入 合 計		91,925

歳 出

款	項	金 額 千円
1 農 業 共 済 費		62,838
	1 共 済 費	19,090
	2 管 理 費	43,748
2 予 備 費		29,087
	1 予 備 費	29,087
歳 出 合 計		91,925

平成 24 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算

平成 24 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,184,630 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 4 条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

平成 24 年 2 月 20 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 卸売市場収入		4,330,377
	1 使用料及び手数料	2,660,486
	2 国庫支出金	2,140
	3 財産収入	72
	4 繰入金	801,018
	5 繰越金	1
	6 諸収入	353,660
	7 市債	513,000
2 食肉流通施設収入		3,854,253
	1 使用料及び手数料	470,939
	2 繰入金	2,013,611
	3 繰越金	1
	4 諸収入	1,369,702
歳 入	合 計	8,184,630

歳 出

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 費		4,330,377
	1 事 業 費	2,041,878
	2 整 備 費	619,650
	3 他 会 計 繰 出 金	1,668,749
	4 予 備 費	100
2 食 肉 流 通 施 設 費		3,854,253
	1 市 場 費	1,699,295
	2 と 畜 場 費	1,203,928
	3 他 会 計 繰 出 金	950,930
	4 予 備 費	100
歳 出	合 計	8,184,630

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
本場塩干棟仲卸売場棟の改築	平成25年度 から 平成26年度 まで	1,444,000

(変更分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
卸売機能強化に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償 (平成19年第8号議決)	平成19年度 から 平成27年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、1,387,600千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成24年度 から 平成27年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、1,219,600千円及び利息相当額を限度として補償する。
食肉安定集荷事業に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償 (平成23年第7号議決)	平成23年度 から 平成26年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、2,800,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成24年度 から 平成28年度 まで	変更前に同じ

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
中央卸売市場整備費	513,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

平成 24 年度名古屋市土地区画整理組合
貸付金特別会計予算

平成 24 年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 95,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 24 年 2 月 20 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 事業収入		50,000
	1 貸付金収入	50,000
2 繰入金		10,000
	1 他会計繰入金	10,000
3 市債		35,000
	1 市債	35,000
歳入合計		95,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 土地区画整理組合貸付金		95,000
	1 事業費	70,000
	2 他会計繰出金	25,000
歳出合計		95,000

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理組合貸付金	35,000	普通貸借	無利子	起債年度より据置期間をふくめ、8年度間以内に毎年元金均等の方法によって償還する。

平成 24 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算

平成 24 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 860,265 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 24 年 2 月 20 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業収入		262,903
	1 国庫支出金	59,090
	2 諸収入	203,813
2 繰入金		529,362
	1 他会計繰入金	529,362
3 市債		68,000
	1 市債	68,000
歳入合計		860,265

歳 出

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業費		860,265
	1 事業費	289,888
	2 他会計繰出金	570,377
歳出合計		860,265

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
市街地再開発事業費	68,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

平成 24 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算

平成 24 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,028,835 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 24 年 2 月 20 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 墓地整備事業収入		771,020
	1 使 用 料	497,180
	2 他 会 計 繰 入 金	273,840
2 公園整備事業収入		257,815
	1 他 会 計 繰 入 金	239,815
	2 市 債	18,000
歳 入	合 計	1,028,835

歳 出

款	項	金 額 千円
1 墓地整備事業費		771,020
	1 事 業 費	233,167
	2 他 会 計 繰 出 金	537,853
2 公園整備事業費		257,815
	1 事 業 費	94,625
	2 他 会 計 繰 出 金	163,190
歳 出	合 計	1,028,835

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
墓地公園用地の取得	平成25年度 から 平成34年度 まで	42,000 外に利息等相当額

(変更分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
墓地公園用地の取得 (平成14年第44号議決)	平成15年度 から 平成24年度 まで	619,000 外に利息等相当額	平成25年度 から 平成34年度 まで	505,742 外に利息等相当額

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公園整備事業費	18,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

平成 24 年度名古屋市基金特別会計予算

平成 24 年度名古屋市基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 126,357,142 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 24 年 2 月 20 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 教育基金収入		303,673
	1 基金収入	137,281
	2 繰入金	23,956
	3 基金積戻金	142,435
	4 繰越金	1
2 住宅敷金積立基金収入		627,435
	1 基金収入	17,636
	2 繰入金	286,898
	3 基金積戻金	322,900
	4 繰越金	1
3 名古屋城整備積立基金収入		5,140
	1 基金収入	139
	2 繰入金	5,000
	3 繰越金	1
4 名古屋城本丸御殿積立基金収入		726,361
	1 基金収入	16,695
	2 繰入金	148,000
	3 基金積戻金	561,665
	4 繰越金	1
5 文化振興事業積立基金収入		54,742
	1 基金収入	4,790
	2 繰入金	3,000
	3 基金積戻金	46,951
	4 繰越金	1
6 国際交流事業積立基金収入		11,091

款	項	金額 千円
	1 基金収入	9,090
	2 繰入金	2,000
	3 繰越金	1
7 大規模施設整備積立 基金収入		6,045,402
	1 基金収入	9,243
	2 繰入金	4,286,330
	3 基金積戻金	1,749,828
	4 繰越金	1
8 高速度鉄道建設積立 基金収入		177
	1 基金収入	176
	2 繰越金	1
9 環境保全基金収入		12,429
	1 基金収入	2,428
	2 基金積戻金	10,000
	3 繰越金	1
10 中区役所等管理基金収入		81,934
	1 基金収入	5,398
	2 基金積戻金	76,535
	3 繰越金	1
11 介護給付費準備基金収入		1,025,126
	1 基金収入	7,884
	2 繰入金	1,017,241
	3 繰越金	1
12 公債償還基金収入		112,737,875
	1 基金収入	1,159,356
	2 繰入金	53,380,266
	3 基金積戻金	58,198,252

款	項	金額 千円
	4 繰越金	1
13 財政調整基金収入		4,725,757
	1 基金収入	67,856
	2 基金積戻金	4,657,900
	3 繰越金	1
歳入	合計	126,357,142

歳 出

款	項	金 額 千円
1 教 育 基 金		303,673
	1 他 会 計 繰 出 金	142,435
	2 積 立 金	161,238
2 住 宅 敷 金 積 立 基 金		627,435
	1 他 会 計 繰 出 金	340,537
	2 積 立 金	286,898
3 名 古 屋 城 整 備 積 立 基 金		5,140
	1 積 立 金	5,140
4 名 古 屋 城 本 丸 御 殿 積 立 基 金		726,361
	1 他 会 計 繰 出 金	561,665
	2 積 立 金	164,696
5 文 化 振 興 事 業 積 立 基 金		54,742
	1 他 会 計 繰 出 金	51,742
	2 積 立 金	3,000
6 国 際 交 流 事 業 積 立 基 金		11,091
	1 他 会 計 繰 出 金	9,091
	2 積 立 金	2,000
7 大 規 模 施 設 整 備 積 立 基 金		6,045,402
	1 他 会 計 繰 出 金	1,749,828
	2 積 立 金	4,295,574
8 高 速 度 鉄 道 建 設 積 立 基 金		177
	1 積 立 金	177
9 環 境 保 全 基 金		12,429
	1 他 会 計 繰 出 金	12,429
10 中 区 役 所 等 管 理 基 金		81,934
	1 他 会 計 繰 出 金	81,934

款	項	金額 千円
11 介護給付費準備基金		1,025,126
	1 積立金	1,025,126
12 公債償還基金		112,737,875
	1 他会計繰出金	58,198,252
	2 積立金	54,539,623
13 財政調整基金		4,725,757
	1 他会計繰出金	4,657,900
	2 積立金	67,857
歳出	合計	126,357,142

平成 24 年度名古屋市用地先行取得特別会計予算

平成 24 年度名古屋市用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,786,501 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 24 年 2 月 20 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得資金収入		9,684,316
	1 繰 入 金	4,241,471
	2 振 替 収 入	2,807,845
	3 市 債	2,635,000
2 都市開発用地取得資金収入		3,102,184
	1 繰 入 金	1,628,544
	2 振 替 収 入	967,640
	3 市 債	506,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	12,786,501

歳 出

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得費		9,684,117
	1 取 得 費	2,635,688
	2 他 会 計 繰 出 金	7,048,429
2 都市開発用地取得費		3,102,184
	1 取 得 費	512,000
	2 他 会 計 繰 出 金	2,590,184
3 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出	合 計	12,786,501

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 公共用地先行取得費	1 取得費	公共用地の先行取得	300,000

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費 都市開発用地取得費	2,635,000 506,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、10年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	3,141,000			

平成 24 年度名古屋市公債特別会計予算

平成 24 年度名古屋市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 571,299,954 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 24 年 2 月 20 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公 債		249,564,000
	1 公 債	249,564,000
2 繰 入 金		321,675,952
	1 他 会 計 繰 入 金	321,675,952
3 繰 越 金		60,000
	1 繰 越 金	60,000
4 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
歳 入 合 計		571,299,954

歳 出

款	項	金 額 千円
1 繰 出 金		150,304,000
	1 起 債 額 繰 出	150,304,000
2 公 債 費		420,995,954
	1 公 債 償 還 金	366,981,299
	2 公 債 事 務 費	959,815
	3 他 会 計 繰 出 金	53,054,840
歳 出 合 計		571,299,954

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	99,260,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、30年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

公 營 企 業 会 計

平成 24 年度名古屋市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 24 年度名古屋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画

	年間入院患者数	年間外来患者数
東部医療センター	159,140 人 (1 日 436 人)	203,595 人 (1 日 831 人)
西部医療センター	155,490 人 (1 日 426 人)	250,494 人 (1 日 1,022 人)
緑 市 民 病 院	31,025 人 (1 日 85 人)	73,500 人 (1 日 300 人)
計	345,655 人 (1 日 947 人)	527,589 人 (1 日 2,153 人)

(2) 主要な建設改良事業 東部医療センター救急・外来棟の改築

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	東部医療センター収益	12,531,196
第 1 項	医 業 収 益	11,027,956
第 2 項	医 業 外 収 益	1,218,640
第 3 項	特 別 利 益	284,600
第 2 款	西部医療センター収益	14,143,826
第 1 項	医 業 収 益	10,979,517
第 2 項	医 業 外 収 益	2,909,309
第 3 項	特 別 利 益	255,000
第 3 款	緑 市 民 病 院 収 益	738,247

第 1 項	医 業 収 益	17,997
		千円
第 2 項	医 業 外 収 益	583,250
第 3 項	特 別 利 益	137,000
収 入	合 計	27,413,269

支 出

		千円
第 1 款	東部医療センター費	12,340,628
第 1 項	医 業 費 用	12,268,895
第 2 項	医 業 外 費 用	70,733
第 3 項	特 別 損 失	1,000
第 2 款	西部医療センター費	15,207,653
第 1 項	医 業 費 用	14,618,753
第 2 項	医 業 外 費 用	587,900
第 3 項	特 別 損 失	1,000
第 3 款	緑 市 民 病 院 費	871,956
第 1 項	医 業 費 用	814,733
第 2 項	医 業 外 費 用	56,223
第 3 項	特 別 損 失	1,000
第 4 款	予 備 費	928
第 1 項	予 備 費	928
支 出	合 計	28,421,165

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,166,970 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

収 入

		千円
第 1 款	東部医療センター資本収入	1,085,812

第 1 項	企 業 債	759,000
第 2 項	出 資 金	42,000
		千円
第 3 項	一般会計補助金	284,812
第 2 款	西部医療センター資本収入	1,242,479
第 1 項	一般会計補助金	1,242,479
第 3 款	緑市民病院資本収入	224,176
第 1 項	企 業 債	75,000
第 2 項	一般会計補助金	149,176
収 入 合 計		2,552,467

支 出

		千円
第 1 款	東部医療センター資本支出	1,611,179
第 1 項	建設改良費	941,177
第 2 項	償 還 金	670,002
第 2 款	西部医療センター資本支出	2,637,466
第 1 項	建設改良費	474,100
第 2 項	償 還 金	2,163,366
第 3 款	緑市民病院資本支出	470,792
第 1 項	建設改良費	150,000
第 2 項	償 還 金	320,792
支 出 合 計		4,719,437

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
東部医療センター救急・ 外来棟の改築	平成 25 年度から平成 26 年度まで	5,570,000 千円
旧西部医療センター城北 病院建物撤去工事	平成 25 年度	483,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	病院事業整備費にあてるため
限度額	834,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利率	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000 千円と定める。

(他会計からの負担金)

第8条 救急医療経費、保健衛生行政経費、子どものための手当及び子ども手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、524,348 千円、29,663 千円、39,209 千円及び8,805 千円である。

(他会計からの補助金)

第9条 経営費及び整備費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、4,156,151 千円及び1,676,467 千円である。

2 病院事業特例債の元金償還にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、673,600 千円である。

(他会計からの出資金)

第10条 整備費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、

42,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、3,400,000 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	医療機械器具	単一光子放射型コンピュータ断層 撮影装置	1 台

平成 24 年 2 月 20 日提出

名古屋市長 河 村 た かし

平成 24 年度名古屋市守山市民病院会計予算

(総則)

第 1 条 平成 24 年度名古屋市守山市民病院会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画

	年間入院患者数	年間外来患者数
東部医療センター	17,520 人 (1 日 48 人)	62,230 人 (1 日 254 人)
守山市民病院		

(2) 主要な建設改良事業 東部医療センター守山市民病院用地取得

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	守山市民病院収益	5,791,131
第 1 項	医 業 収 益	1,041,701
第 2 項	医 業 外 収 益	339,773
第 3 項	特 別 利 益	4,409,657
支 出		千円
第 1 款	守山市民病院費	6,112,916
第 1 項	医 業 費 用	2,841,460
第 2 項	医 業 外 費 用	130,078
第 3 項	特 別 損 失	3,141,306

千円

第 4 項 予 備 費 72

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,386,361 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

収 入

千円

第 1 款 守山市民病院資本収入	1,173,444
第 1 項 一般会計補助金	124,071
第 2 項 その他資本収入	1,049,373

支 出

千円

第 1 款 守山市民病院資本支出	2,559,805
第 1 項 建設改良費	597,556
第 2 項 償 還 金	1,951,249
第 3 項 国庫補助金返還金	11,000

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、7,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第 7 条 救急医療経費、保健衛生行政経費、子どものための手当及び子ども手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、83,358 千円、387

千円、3,133千円及び704千円である。

(他会計からの補助金)

第8条 経営費及び整備費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、330,531千円及び124,071千円である。

2 不良債務解消にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、3,929,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、110,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名 称	数 量	
(1) 取得する資産	土地	東部医療センター守山 市民病院用地 (名古屋市守山区守山二 丁目1802番始め2筆)	13,842.96平方 メートル	
	種類	名 称	数 量	処分の態様
(2) 処分する資産	土地	東部医療センター守山 市民病院用地 (名古屋市守山区守山二 丁目1802番始め2筆)	13,842.96平方 メートル	売払い
	建物	東部医療センター守山 市民病院 (名古屋市守山区守山二 丁目18番22号)	1式	売払い

平成24年2月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

平成 24 年度名古屋市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成24年度名古屋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 給水量 年間 290,175,000 立方メートル
(1日 795,000 立方メートル)
給水戸数 1,241,000 戸
- (2) 主要な建設改良事業 第 3 次水道基幹施設整備及び第 3 次配水管網整備

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
			千円
第 1 款	水道事業収益	50,161,126	
第 1 項	営業収益	49,728,968	
第 2 項	営業外収益	422,158	
第 3 項	特別利益	10,000	

		支 出	
			千円
第 1 款	水道経営費	50,008,126	
第 1 項	営業費用	42,600,492	
第 2 項	営業外費用	7,317,634	
第 3 項	特別損失	80,000	
第 4 項	予備費	10,000	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,984,162千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

		収 入
		千円
第1款	資本的収入	7,435,299
第1項	企業債	5,000,000
第2項	出資金	246,000
第3項	国庫補助金	76,808
第4項	他会計貸付金返還金	207,797
第5項	基金収入	34,318
第6項	基金繰入金	68,014
第7項	その他資本収入	1,802,362

		支 出
		千円
第1款	資本的支出	27,419,461
第1項	建設改良費	18,662,710
第2項	償還金	8,712,978
第3項	投資	41,471
第4項	国庫補助金返還金	2,302

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設建設	平成25年度から平成27年度まで	6,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	第3次水道基幹施設整備費にあてるため
限度額	5,000,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、2,700,000千円と定める。

（他会計からの負担金）

第8条 消火栓関係経費、水道料金特例措置、子どものための手当及び子ども手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、73,232千円、89,070千円、55,694千円及び11,482千円である。

（他会計からの出資金）

第9条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、246,000千円である。

平成24年2月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

平成 24 年度名古屋市工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 24 年度名古屋市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経営計画	給水量	年間	22,849,000 立方メートル
		(1 日)	62,600 立方メートル)
	事業所数		111 カ所

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
			千円
第 1 款	工業用水道事業収益		851,934
第 1 項	営業収益		847,695
第 2 項	営業外収益		3,739
第 3 項	特別利益		500

		支 出	
			千円
第 1 款	工業用水道経営費		811,934
第 1 項	営業費用		744,190
第 2 項	営業外費用		66,244
第 3 項	特別損失		500
第 4 項	予備費		1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 676,960 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	13,241
第1項	出 資 金	2,741
第2項	その他資本収入	10,500

支 出		千円
第1款	資本的支出	690,201
第1項	建設改良費	458,483
第2項	償 還 金	23,921
第3項	他会計借入金返還金	207,797

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設建設	平成25年度から平成26年度まで	300,000 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第8条 子どものための手当及び子ども手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、400千円及び40千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,741千円である。

平成24年2月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

平成 24 年度名古屋市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 24 年度名古屋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 処理面積 28,695 ヘクタール(15水処理センター、44ポンプ所)
処理水量 年間442,380,000 立方メートル
(1日 1,212,000 立方メートル)
水洗便所の改造 1,900 個
- (2) 主要な建設改良事業 管きよ、ポンプ所及び水処理センター整備

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
				千円
第 1 款	下水道事業収益			73,542,496
第 1 項	営業収益			72,770,070
第 2 項	営業外収益			767,426
第 3 項	特別利益			5,000
		支	出	
				千円
第 1 款	下水道経営費			73,360,496
第 1 項	営業費用			60,441,418
第 2 項	営業外費用			12,859,078
第 3 項	特別損失			50,000
第 4 項	予備費			10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額38,414,425千円(水洗便所改造資金貸付事業収支差額5,382千円を除く。)は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

		収 入	千円
第1款	資本的収入		39,097,642
第1項	企業債		25,950,000
第2項	国庫補助金		11,996,000
第3項	その他資本収入		1,066,500
第4項	水洗便所改造資金貸付事業収入		85,142

		支 出	千円
第1款	資本的支出		77,506,685
第1項	建設改良費		46,164,647
第2項	償還金		31,262,278
第3項	水洗便所改造資金貸付事業費		79,760

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道建設	平成25年度から平成28年度まで	16,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	下水道事業建設費及び水洗便所改造資金貸付金にあてるため	
限 度 額	25,971,000千円	
	下 水 道 事 業 建 設 費	25,950,000千円

	水洗便所改造資金貸付金	21,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

（他会計からの負担金）

第8条 雨水処理費、緊急雨水整備事業費、高度処理費、下水道使用料特例措置、水質規制経費、水洗便所普及事務費、子どものための手当及び子ども手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、35,017,153千円、2,964,080千円、46,793千円、75,098千円、32,000千円、28,000千円、45,594千円及び9,502千円である。

（他会計からの補助金）

第9条 水洗便所普及助成費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、5,855千円である。

平成24年2月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

平成 24 年度名古屋市自動車運送事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 24 年度名古屋市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|------------------|------|-------------------|
| (1) 経 営 計 画 | 最多運転車両数 | 1 日 | 902 両 |
| | 運 転 キ ロ | 年間 | 35,770,000 キロメートル |
| | | (1 日 | 98,000 キロメートル) |
| | 乗 車 人 員 | 年間 | 116,654,000 人 |
| | | (1 日 | 319,600 人) |
| (2) 主要な建設改良事業 | 乗合自動車購入及び停留所施設整備 | | |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
			千円
第 1 款	自動車運送事業収益	25,211,739	
第 1 項	営 業 収 益	19,690,007	
第 2 項	営 業 外 収 益	5,172,119	
第 3 項	特 別 利 益	349,613	
		支 出	
			千円
第 1 款	自動車運送事業費	24,232,752	
第 1 項	営 業 費 用	23,447,092	
第 2 項	営 業 外 費 用	580,660	

第 3 項 特 別 損 失	195,000
	千円
第 4 項 予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,633,806 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

	収 入	
		千円
第 1 款 資 本 的 収 入		2,614,672
第 1 項 企 業 債		504,000
第 2 項 出 資 金		2,100,000
第 3 項 基 金 収 入		7,472
第 4 項 そ の 他 資 本 収 入		3,200

	支 出	
		千円
第 1 款 資 本 的 支 出		5,248,478
第 1 項 建 設 改 良 費		532,452
第 2 項 企 業 債 償 還 金		4,698,554
第 3 項 投 資		7,472
第 4 項 予 備 費		10,000

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	自動車運送事業整備費にあてるため
限 度 額	504,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び

地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、13,000,000千円と定める。

(他会計からの負担金)

第7条 子どものための手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、126,469千円である。

2 子ども手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、25,932千円である。

(他会計からの補助金)

第8条 資本費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,239,339千円である。

2 地域巡回路線等の維持にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,791,000千円である。

3 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、306,814千円である。

4 共済追加費用にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、463,563千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 経営の健全化にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、100,000千円である。

2 経営の健全化にあてるため、高速度鉄道事業会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,000,000千円である。

平成 24 年 2 月 20 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

平成 24 年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 24 年度名古屋市高速度鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|-------------|------|-------------------|
| (1) 経営計画 | 最多運転車両数 | 1 日 | 674 両 (116 編成) |
| | 運 転 キ ロ | 年間 | 69,204,000 キロメートル |
| | | (1 日 | 189,600 キロメートル) |
| | 乗 車 人 員 | 年間 | 428,619,500 人 |
| | | (1 日 | 1,174,300 人) |
| (2) 主要な建設改良事業 | 車両購入及び駅施設整備 | | |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費 15,398,933 千円の財源の一部にあてるため、企業債(資本費負担緩和分) 4,970,000 千円を借り入れる。

収 入		千円
第 1 款	高速度鉄道事業収益	83,512,047
第 1 項	営 業 収 益	78,408,019
第 2 項	営 業 外 収 益	5,104,028
支 出		千円
第 1 款	高速度鉄道事業費	82,907,831
第 1 項	営 業 費 用	64,868,639

第2項	営業外費用	17,679,579
		千円
第3項	特別損失	349,613
第4項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（高速度鉄道事業特例債2,240,000千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額29,891,576千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

	収 入	
		千円
第1款	資本的収入	25,514,074
第1項	企業債	16,918,000
第2項	出資金	6,331,000
第3項	一般会計補助金	1,021,068
第4項	国庫補助金	97,200
第5項	基金収入	995,689
第6項	その他資本収入	151,117

	支 出	
		千円
第1款	資本的支出	53,165,650
第1項	建設改良費	9,729,168
第2項	企業債償還金	40,430,793
第3項	出資金	2,000,000
第4項	投資	995,689
第5項	予備費	10,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとお

りと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速度鉄道建設改良	平成 25 年度から平成 28 年度まで	3,000,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	高速度鉄道事業建設改良費、元金償還及び利子支払にあてるため	
限 度 額	21,888,000 千円	
	高 速 度 鉄 道 事 業 建 設 改 良 費	7,362,000 千円
	高 速 度 鉄 道 事 業 資 本 費 平 準 化 債	7,316,000 千円
	高 速 度 鉄 道 事 業 特 例 債	2,240,000 千円
	高速度鉄道事業資本費負担緩和分企業債	4,970,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利 率	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、27,000,000 千円と定める。

(他会計からの負担金)

第 8 条 子どものための手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、195,482 千円である。

2 子ども手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、39,068 千円である。

(他会計からの補助金)

第9条 高速度鉄道事業特例債の元金償還及び利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、3,277,500千円及び501,749千円である。

2 地方公営企業会計制度改正対応に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、14,700千円である。

3 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、655,229千円である。

4 建設改良費(建設改良費にあてた企業債の元金償還及び利子支払を含む。)にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,320,458千円である。

(他会計からの出資金)

第10条 建設改良費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、1,871,000千円である。

2 経営の健全化にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、4,460,000千円である。

平成24年2月20日提出

名古屋市長 河村 たかし

